

事務連絡  
令和4年10月3日

公益社団法人全日本トラック協会  
全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会  
一般社団法人日本経済団体連合会  
公益社団法人日本通信販売協会  
一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 御中

国土交通省自動車局  
安全政策課  
貨物課  
整備課

### 事業用軽貨物自動車の事故防止に係る留意事項について

平素より国土交通行政にご協力いただきありがとうございます。

国土交通省では事業用自動車総合安全プラン 2025 において、令和7年度までに軽貨物自動車を含めた事業用貨物自動車による事故の死者数を190人以下とする等の目標を設定しているところです。

事業用軽貨物自動車以外の事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数は減少傾向である一方、事業用軽貨物自動車（以下「軽貨物自動車」という。）の死亡・重傷事故件数は、令和3年において平成28年と比べ約8割増加しています。また、軽貨物自動車は、追突や交差点における出会い頭の衝突事故が多いことが特徴です。詳細な事故の特徴については、別添資料「事業用軽貨物自動車の事故の特徴」をご確認ください。

以上を踏まえ、貨物軽自動車運送事業における事故防止のため、下記の事項について関係者に対し周知徹底をお願いいたします。

## 記

### 1. 運行管理の実施

- (1) 貨物軽自動車運送事業者（個人事業主を含む。以下「軽貨物事業者」という。）は運行管理者を選任する必要はありませんが、軽貨物事業者自らが過労運転の防止、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を含めた乗務前後における点呼、運転者に対する指導・監督等の運行管理を実施することが必要です。また、個人事業主の場合は、自ら運行管理を実施することが必要です。
- (2) 軽貨物事業者は、運転者の過労運転を防止するため、運転者の拘束時間、休息期間、運転時間等について「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年8月20日国土交通省告示第1365号）」等の関係法令を遵守するとともに、運転者の適切な労務管理や健康管理を行うことが必要です。

(参考資料) 自動車総合安全情報（運転者の労務管理等）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/personnelmanagement.html>

### 2. 安全運転の遵守

- (1) 軽貨物事業者は運転者に対し、酒気帯び運転をしないなどの道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を改めて確認させるとともに、同法の実定を確実に遵守した運転を行わせるよう適切な指導を行うことが必要です。
- (2) 軽貨物自動車の事故の特徴である追突や出会い頭事故を防止するため、特に以下のポイントに気を付けて指導を行うことが必要です。
  - ・運転中にスマートフォン等を使用したり、カーナビの画面を注視しないこと。
  - ・交差点において一時停止の道路標識がある場合には、一時停止を遵守すること。また、停止線にて一時停止するだけでなく、交差点内が目視できるところでもう一度一時停止や安全確認をしたり、十分に安全な速度で通行すること。
  - ・住宅街等見通しの悪い道路では、自動車、自転車、歩行者等が飛び出してくる可能性があるため、安全確認を怠らず通行するようにすること。

(参考資料) 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf)

### 3. 点検整備の実施

- (1) 軽貨物事業者は、日々の軽貨物自動車の安全を確保するため、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に、日常点検を行うことが必要です。
- (2) また、日常点検で点検する箇所より細かな箇所について、定期的な点検（12ヶ月点検）を行うことが必要です。なお、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある場合は、必要な整備を実施しなければなりません。
- (3) 加えて、10台以上の軽貨物自動車を保有する軽貨物事業者は、整備管理者を選任

し車両管理を行うことが必要です。

(参考資料) 自動車の点検整備

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/index.html>

#### 4. 適正な運送の依頼

- (1) 電子商取引（E C）市場規模の拡大に伴い、宅配便の取扱件数は令和3年度において平成28年から約2割増加しています。
- (2) 軽貨物事業者に荷物の輸送を依頼される荷主（運送委託者）におかれましては、運転者の過労運転を防止するため、「拘束時間超過」、「無理な配送依頼」及び「依頼に無かった附帯業務をさせられる」等がないよう、適正な運送の依頼をお願いします。
- (3) 国土交通省が貨物自動車運送事業者の過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第64条に基づく荷主への勧告の対象となることをご承知おきください。
- (4) また、国土交通省では、トラック事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いが認められる場合、荷主に対し、同法附則第1条の2に基づく働きかけ等を行っています。軽貨物事業者におかれましては、荷主との間で該当する事例がある場合、下記のURLにアクセスいただき、情報をお寄せください。

(参考資料) 荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html)

# 事業用軽貨物自動車の事故の特徴

---

## ○背景事情

- ・電子商取引(EC)市場規模の拡大に伴い、トラックの宅配便の取扱個数は平成28年度から令和3年度の5年間で約9億個(22.7%)増加。
- ・これに伴い、軽貨物自動車の保有台数も5年間で約6.9万台(31.4%)増加。

## ○事業用軽貨物自動車の事故※の特徴(詳細は次ページ以降)

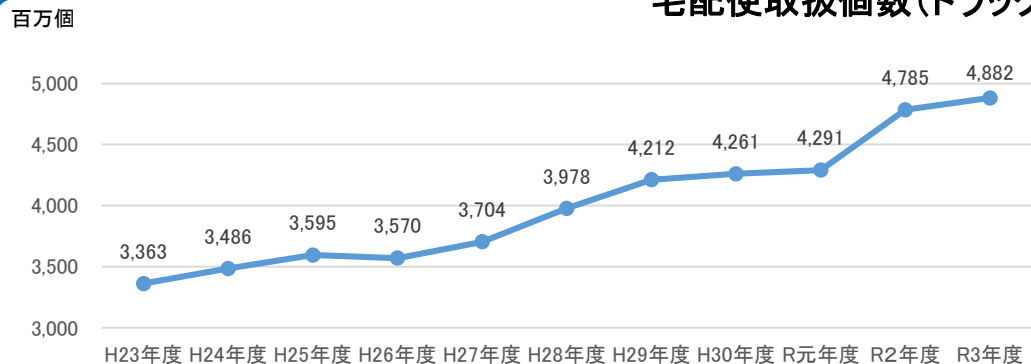
- ・事業用貨物自動車のうち、軽貨物の事故件数は平成28年以降増加傾向である一方、軽貨物以外は減少傾向。
- ・軽貨物は軽貨物以外と比較して、「人との事故」の件数の割合が大きい。
- ・軽貨物は「追突」、「出会い頭衝突」の事故件数が多い。
- ・軽貨物は法令違反のうち「安全不確認」による事故の件数が一番多い。
- ・軽貨物の事故は他の車種と比べて20歳代の割合が大きい。

※事業用軽貨物自動車が第一当事者である人身事故、次ページ以降も同じ。

# 宅配便取扱個数(トラック)及び事業用貨物自動車の保有台数の推移

- トラックによる宅配便の取扱個数は年々増加傾向。
- 事業用貨物自動車の保有台数は、軽貨物、軽貨物以外ともに増加傾向であるが、軽貨物の方が大幅に増加傾向。

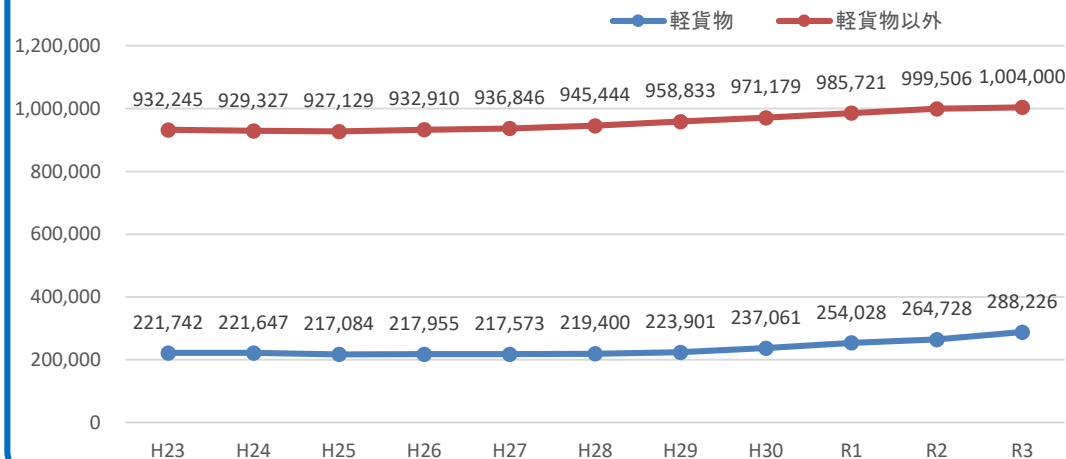
## 宅配便取扱個数(トラック)の推移



平成28年度	令和3年度	平成28年度→ 令和3年度
3,978	4,882	22.7%増

出典：国土交通省「宅配便取扱実績」

## 事業用貨物自動車の保有台数の推移



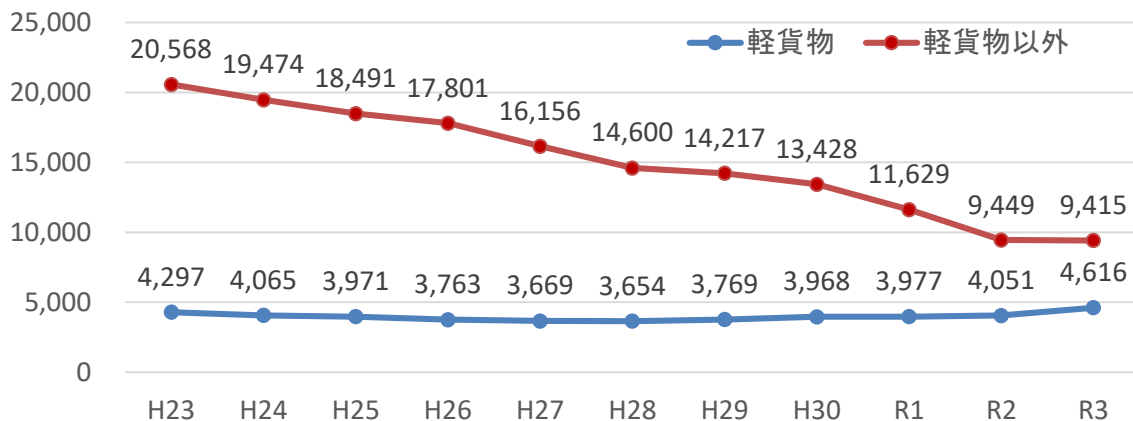
	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	219,400	288,226	31.4%増
軽貨物以外	945,444	1,004,000	6.2%増

出典：(一財)自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

# 事業用貨物自動車の事故件数の推移

○ 事業用貨物自動車のうち、軽貨物の事故件数は平成28年以降増加傾向である一方、軽貨物以外は減少傾向。

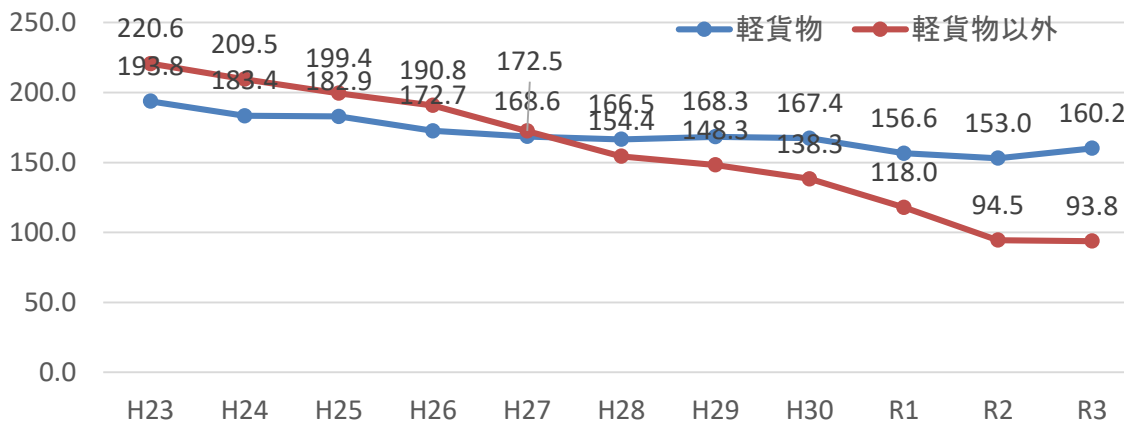
## 事業用貨物自動車の事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	3,654	4,616	26.3%増
軽貨物以外	14,600	9,415	35.5%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 保有台数1万台当たりの事業用貨物自動車の事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	166.5	160.2	3.8%減
軽貨物以外	154.4	93.8	39.3%減

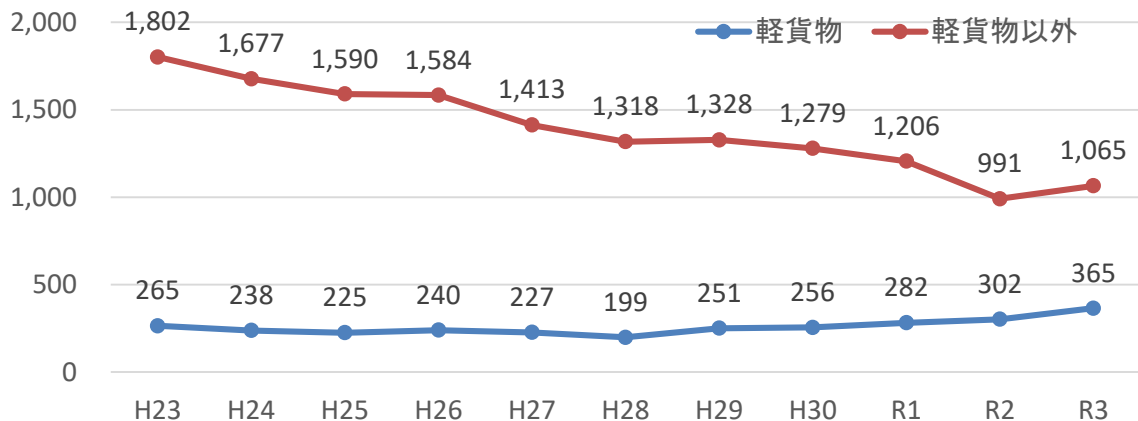
出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」  
(一財)自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

車両保有台数データ：各年3月末時点(次ページ以降同じ)

# 事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移

○ 事業用貨物自動車のうち、軽貨物の死亡・重傷事故件数は平成28年以降増加傾向である一方、軽貨物以外は減少傾向。

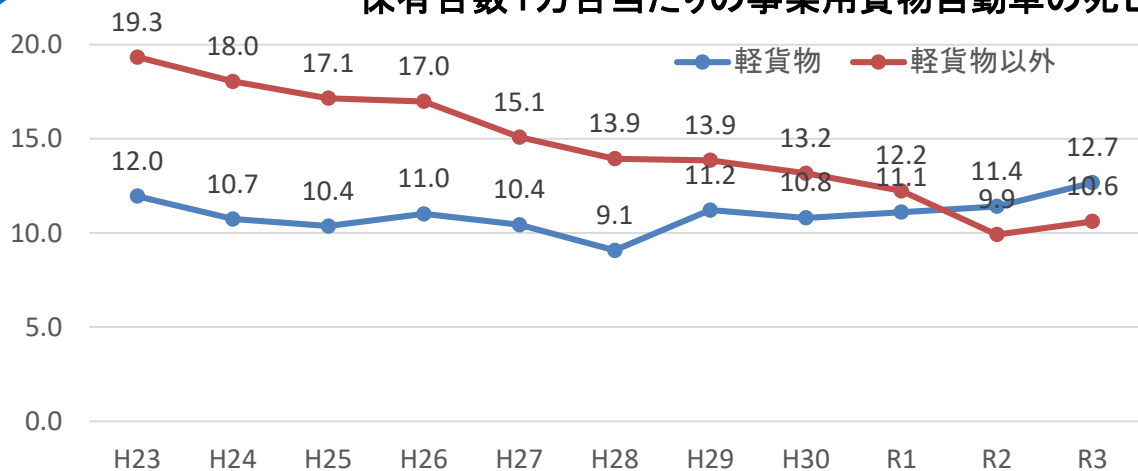
## 事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	199	365	83.4%増
軽貨物以外	1,318	1,065	19.2%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 保有台数1万台当たりの事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	9.1	12.7	39.6%増
軽貨物以外	13.9	10.6	23.9%減

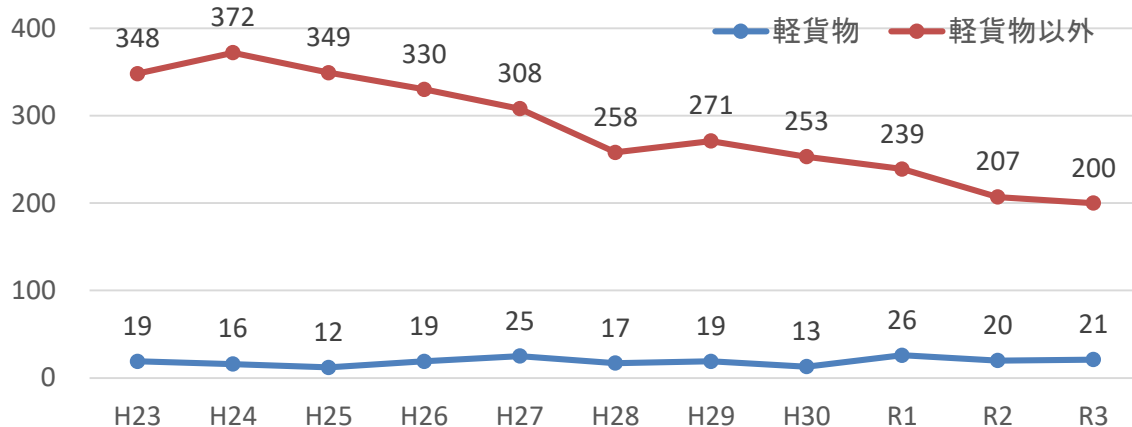
出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」  
(一財)自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」



# 事業用貨物自動車の死亡事故件数の推移

○ 事業用貨物自動車のうち、軽貨物の死亡事故件数は近年横ばい傾向である一方、軽貨物以外は減少傾向。

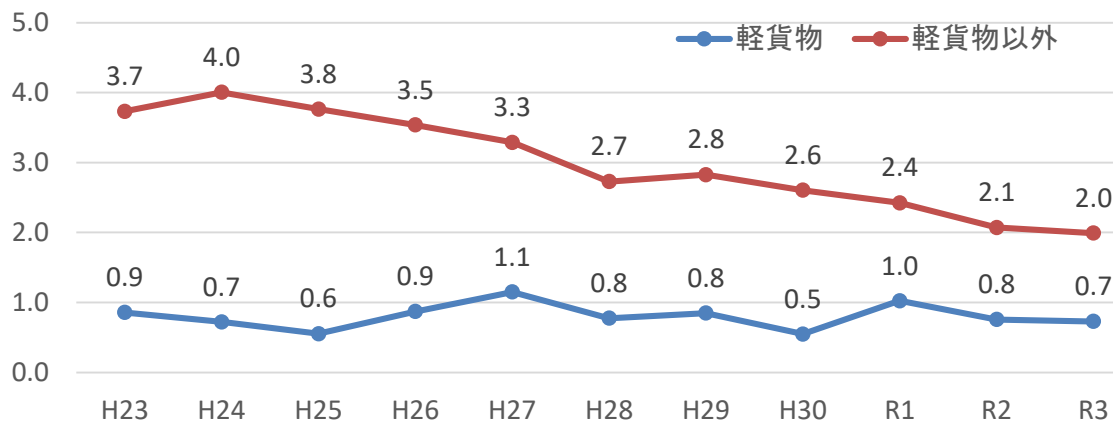
## 事業用貨物自動車の死亡事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	17	21	23.5%増
軽貨物以外	258	200	22.5%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 保有台数1万台当たりの事業用貨物自動車の死亡事故件数の推移



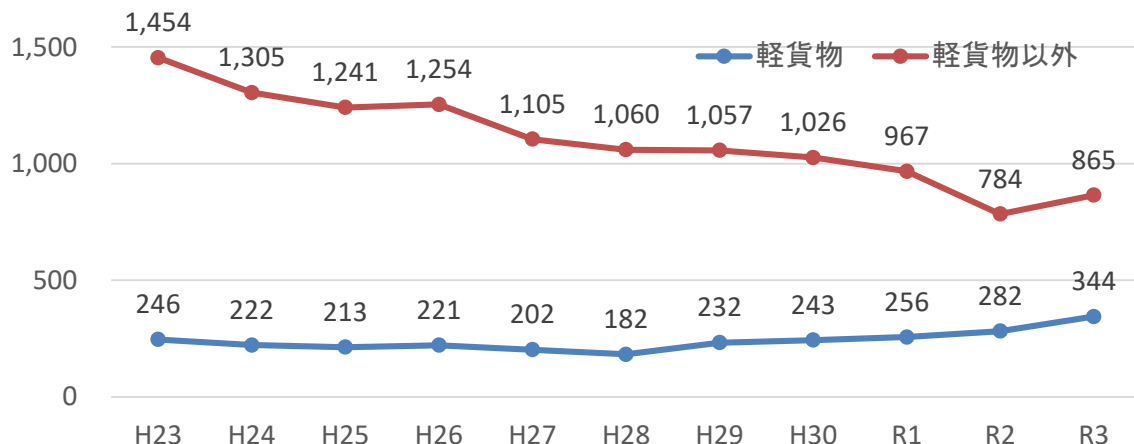
	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	0.8	0.7	6.0%減
軽貨物以外	2.7	2.0	27.0%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」  
(一財)自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

# 事業用貨物自動車の重傷事故件数の推移

○ 事業用貨物自動車のうち、軽貨物の重傷事故件数は平成28年以降増加傾向である一方、軽貨物以外は減少傾向。

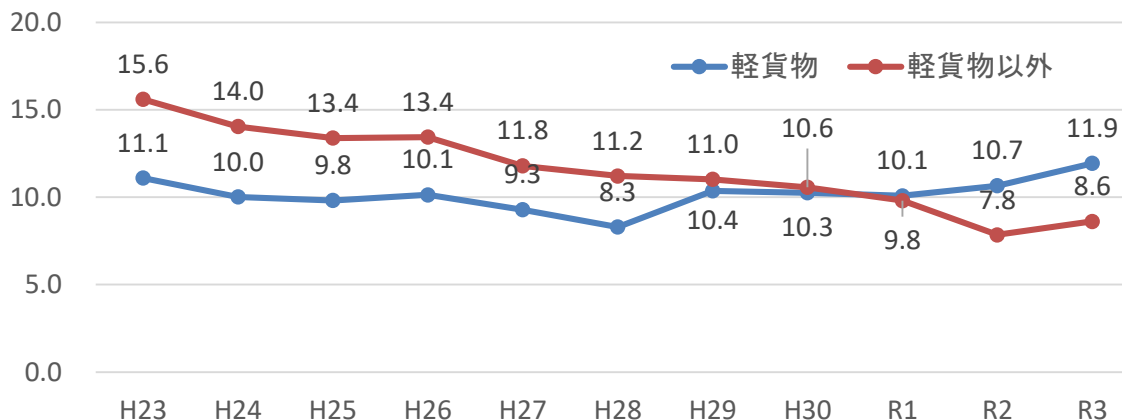
## 事業用貨物自動車の重傷事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	182	344	89.0%増
軽貨物以外	1,060	865	18.4%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 保有台数1万台当たりの事業用貨物自動車の重傷事故件数の推移



	平成28年	令和3年	平成28年→ 令和3年
軽貨物	8.3	11.9	43.9%増
軽貨物以外	11.2	8.6	23.2%減

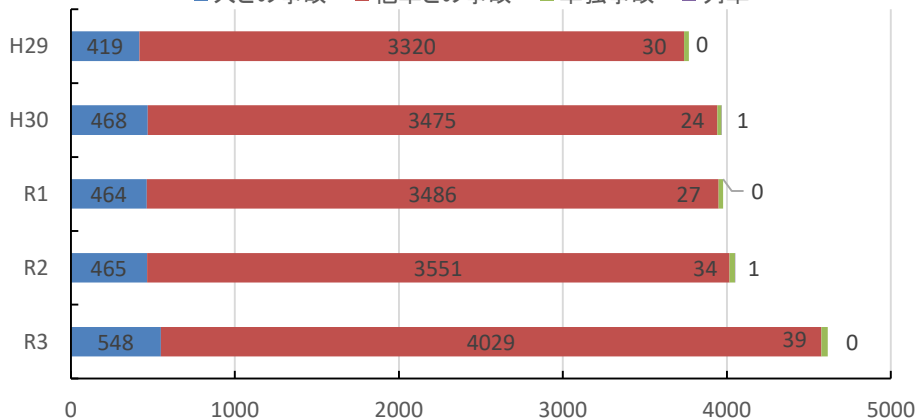
出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」  
(一財)自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

# 事業用貨物自動車の事故類型

- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物は「人との事故」、「他車との事故」とともに増加傾向である一方、軽貨物以外は「人との事故」、「他車との事故」とともに減少傾向。特に、「他車との事故」が大幅に減少傾向。
- 軽貨物は軽貨物以外と比較して、「人との事故」の件数の割合が大きい。

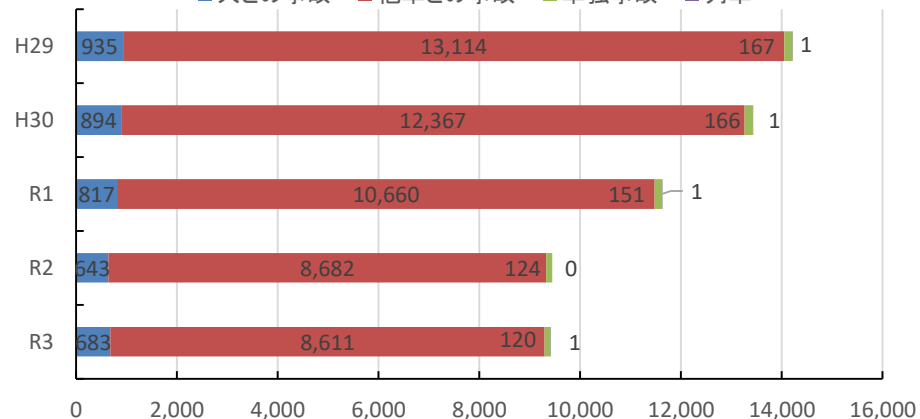
### 軽貨物の事故類型別事故件数の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



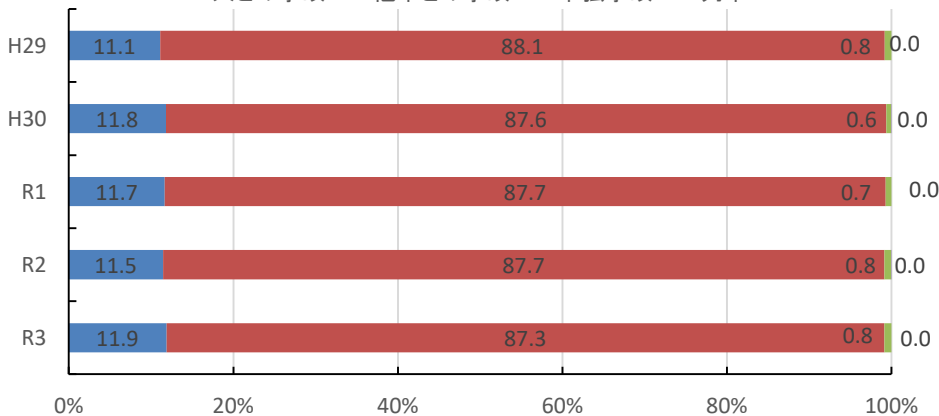
### 軽貨物以外の事故類型別事故件数の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



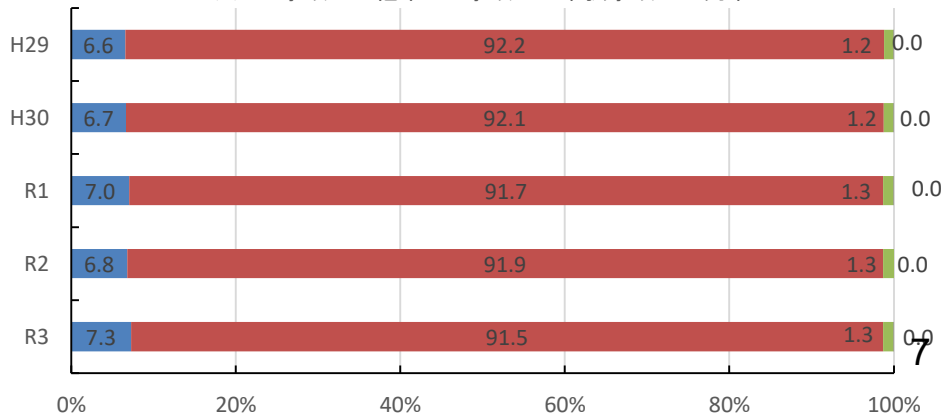
### 軽貨物の事故類型別事故割合の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



### 軽貨物以外の事故類型別事故割合の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車

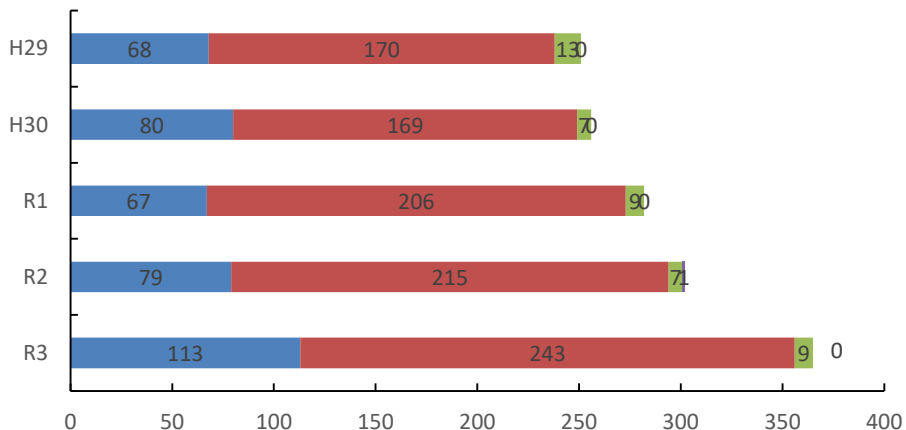


# 事業用貨物自動車の死亡・重傷事故類型

- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物は「人との事故」及び「他車との事故」による死亡・重傷事故件数がともに増加傾向である一方、軽貨物以外は「人との事故」、「他車との事故」とともに減少傾向。特に、「他車との事故」が大幅に減少傾向。
- 軽貨物は軽貨物以外と比較して、「人との事故」による死亡・重傷事故割合が大きい。

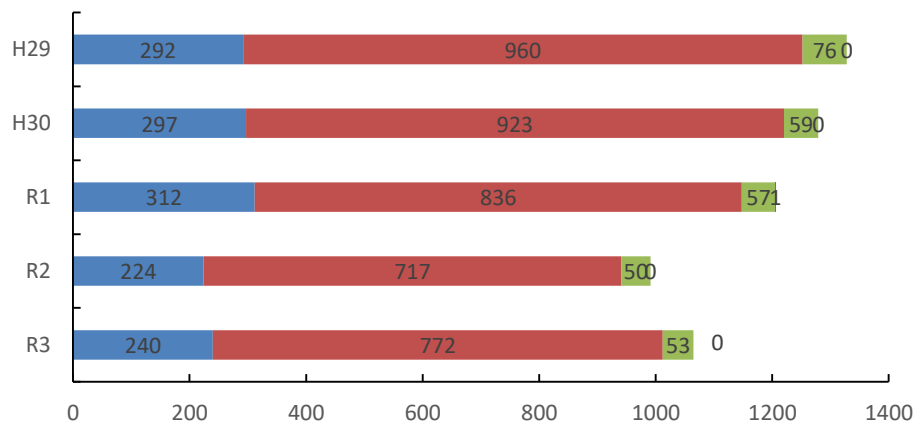
## 軽貨物の事故類型別死亡・重傷事故件数の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



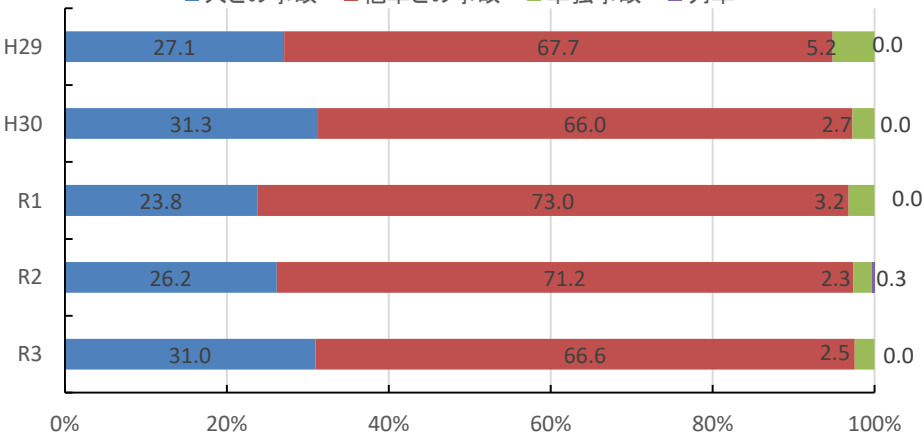
## 軽貨物以外の事故類型別死亡・重傷事故件数の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



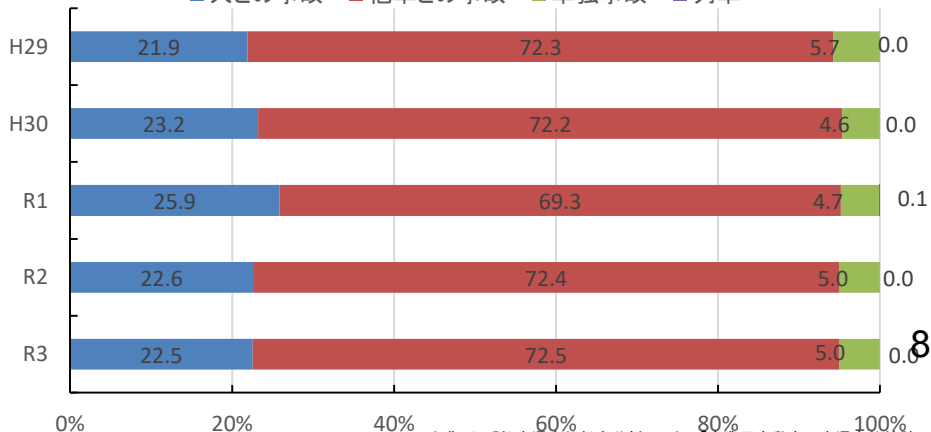
## 軽貨物の事故類型別死亡・重傷事故割合の推移

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



## 軽貨物以外の事故類型別死亡・重傷事故割合の推移

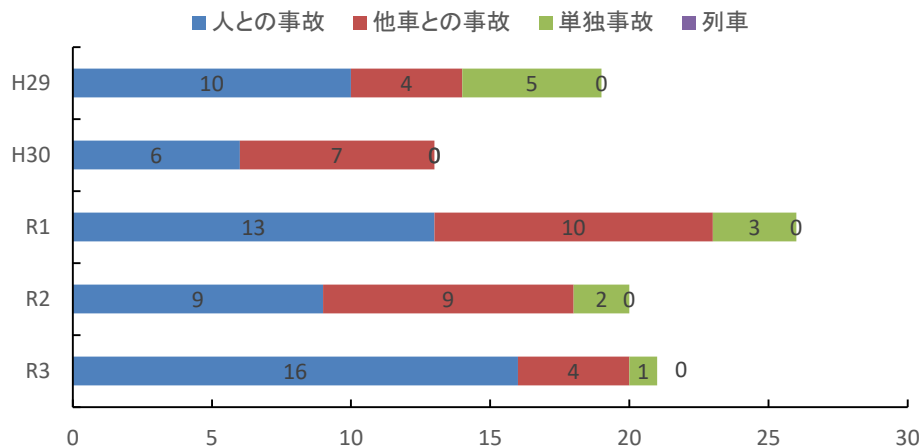
■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故 ■ 列車



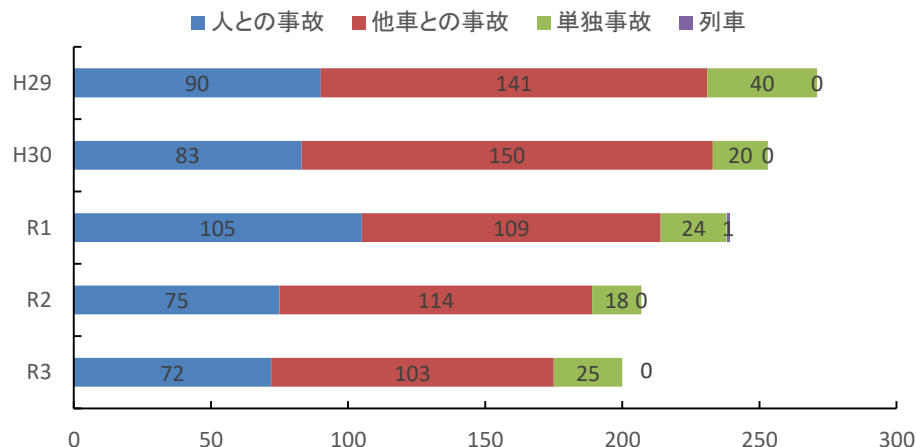
# 事業用貨物自動車の死亡事故類型

- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物以外は「人との事故」、「他車との事故」による死亡事故件数がともに減少傾向。特に、「他車との事故」による死亡事故件数が大幅に減少傾向。
- 軽貨物は軽貨物以外と比較して、「人との事故」による死亡事故割合が大きい。

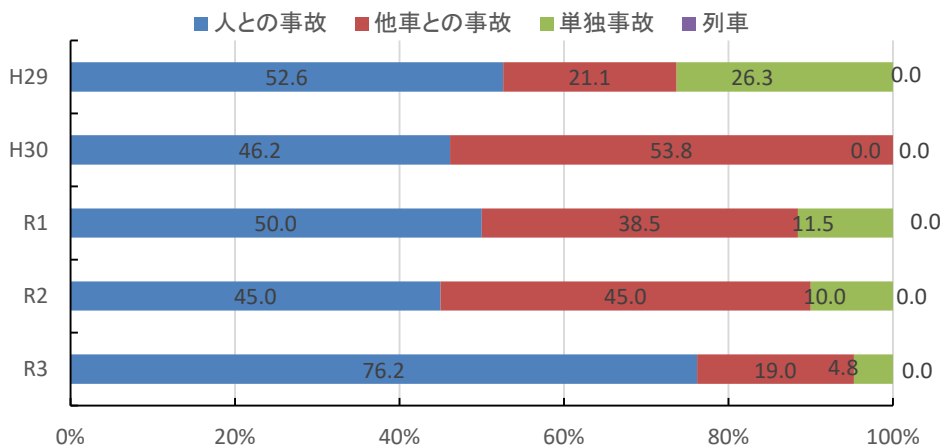
## 軽貨物の事故類型別死亡事故件数の推移



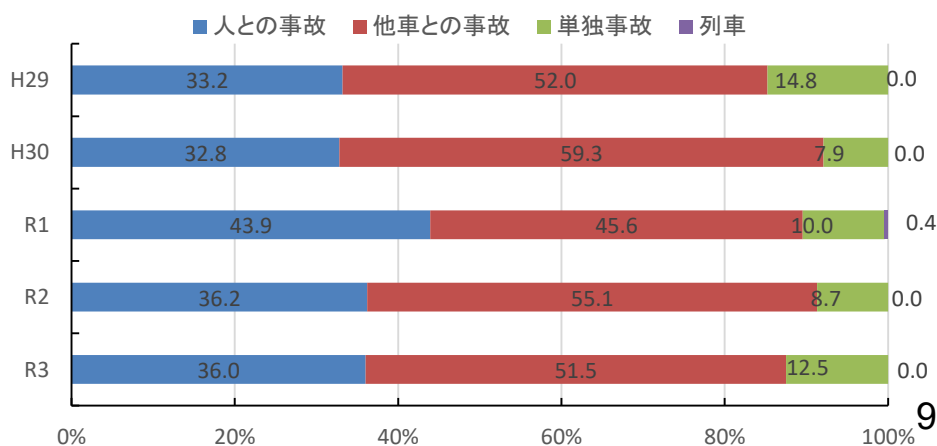
## 軽貨物以外の事故類型別死亡事故件数の推移



## 軽貨物の事故類型別死亡事故割合の推移



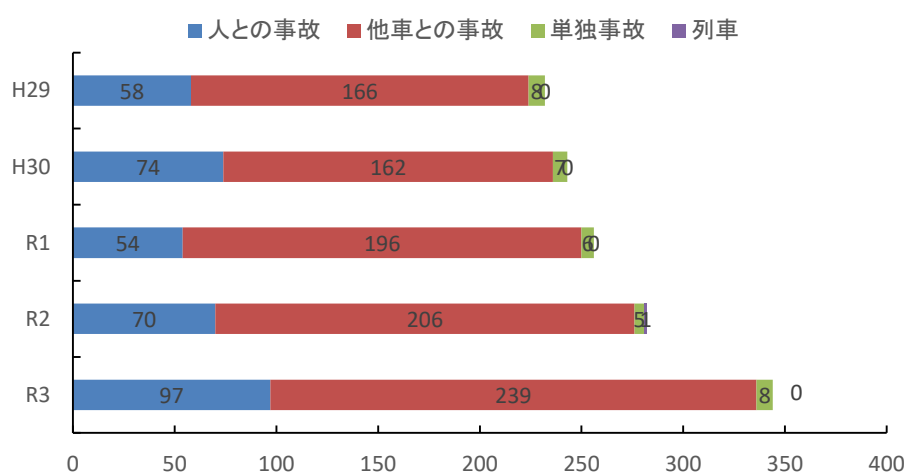
## 軽貨物以外の事故類型別死亡事故割合の推移



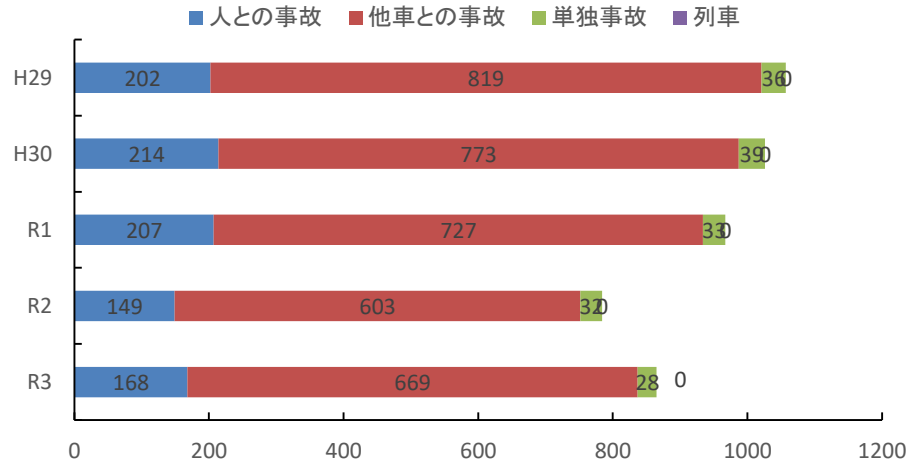
# 事業用貨物自動車の重傷事故類型

- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物は「人との事故」及び「他車との事故」による重傷事故件数がともに増加傾向。
- 軽貨物は軽貨物以外と比較して、「人との事故」による重傷事故割合が大きい。

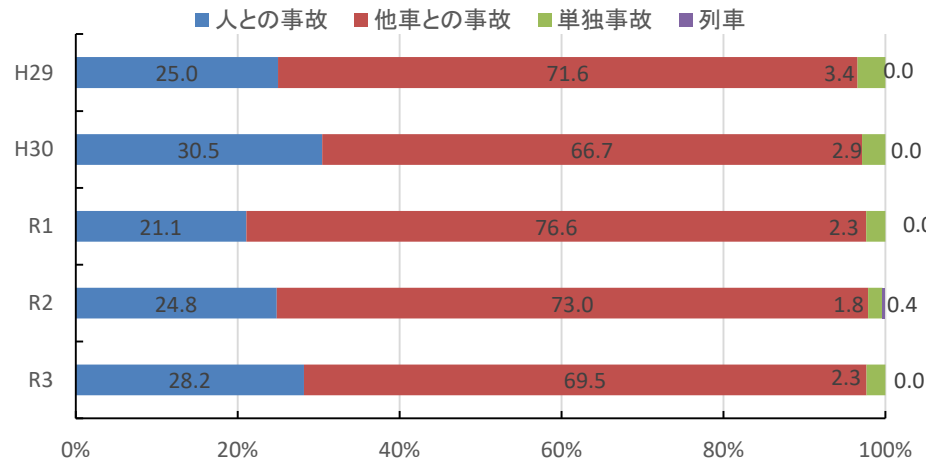
## 軽貨物の事故類型別重傷事故件数の推移



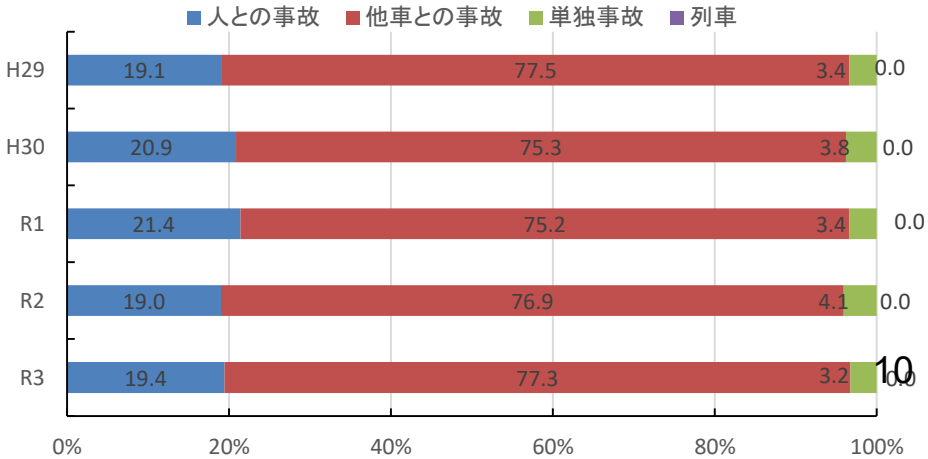
## 軽貨物以外の事故類型別重傷事故件数の推移



## 軽貨物の事故類型別重傷事故割合の推移



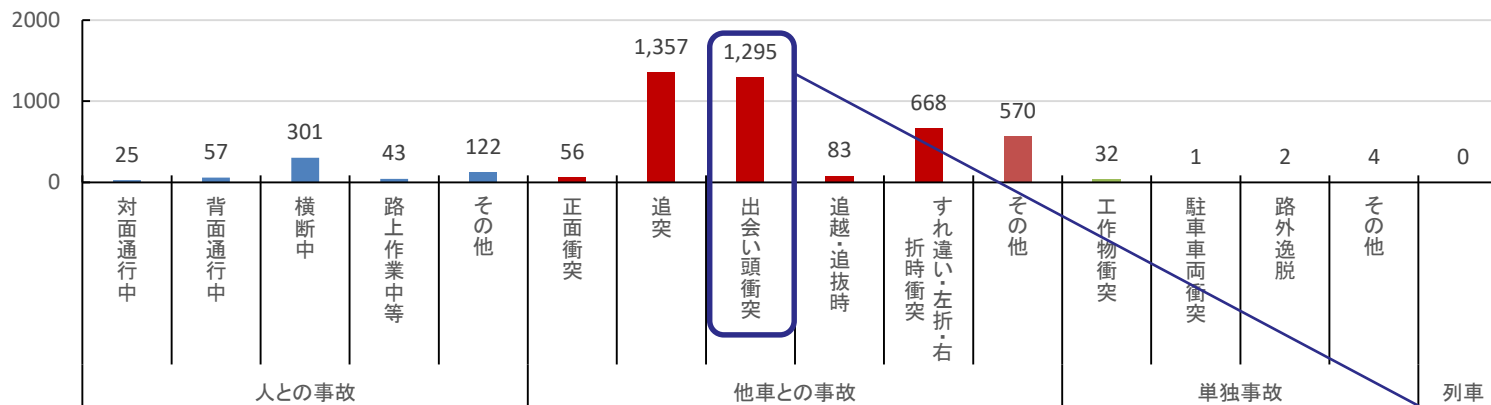
## 軽貨物以外の事故類型別重傷事故割合の推移



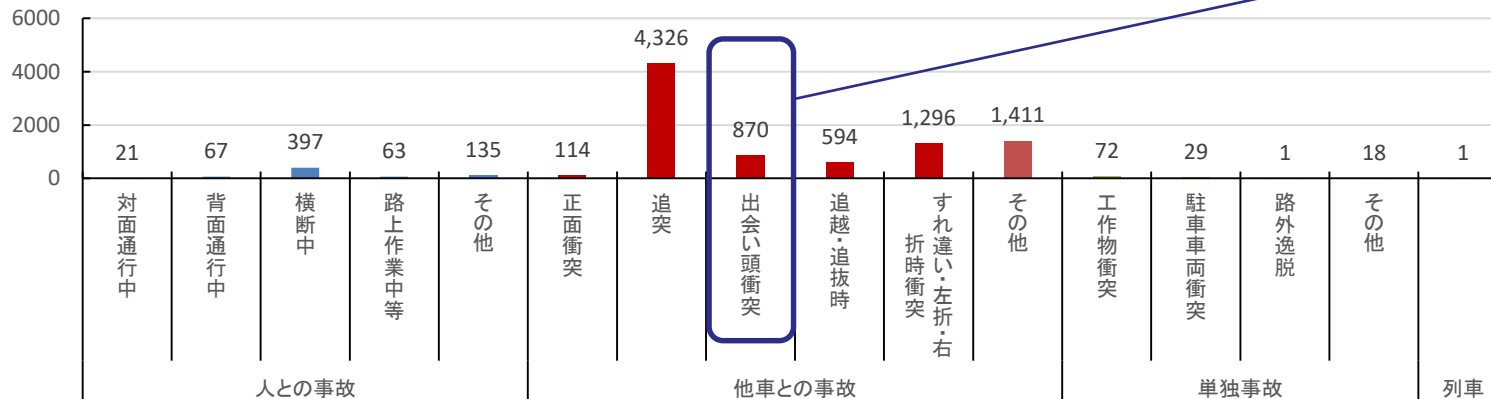
# 事業用貨物自動車の事故類型別事故件数の内訳

- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物は「追突」、「出会い頭衝突」の事故件数が多く、軽貨物以外は「追突」の事故件数が多い。
- 保有台数1万台当たりの事故件数で軽貨物と軽貨物以外の「出会い頭衝突」を比較すると、軽貨物は約5.2倍多い。

## 軽貨物の事故類型別事故件数の内訳



## 軽貨物以外の事故類型別事故件数の内訳



保有台数1万台当たりの事故件数で比較すると、軽貨物が44.9件、軽貨物以外が8.7件と5.2倍

軽貨物は交差点における出会い頭の事故が多い

# 事業用貨物自動車の法令違反別事故件数

- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物保有台数1万台当たりの法令別違反件数を見ると安全不確認※が最も多く、軽貨物以外の約2.2倍。
- 加えて、軽貨物は軽貨物以外と比較して、「優先通行妨害」、「歩行者妨害等」、「一時不停止」といった法令違反が多いことが特徴。

※ 前方、後方、左右の安全確認が不十分であった事故。

保有台数1万台当たりの法令違反別事故件数

